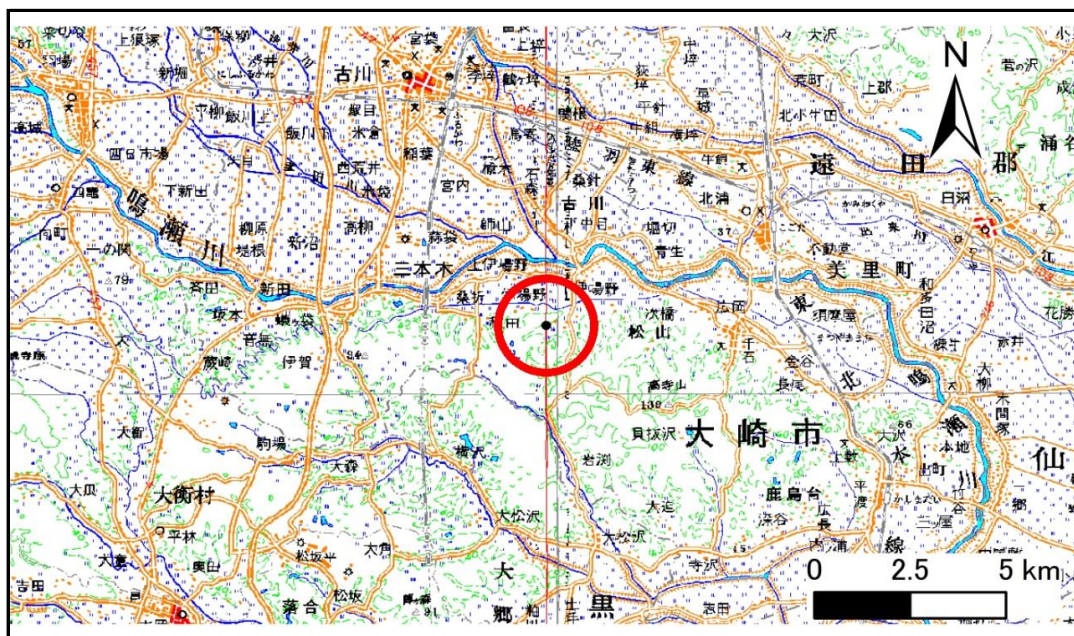


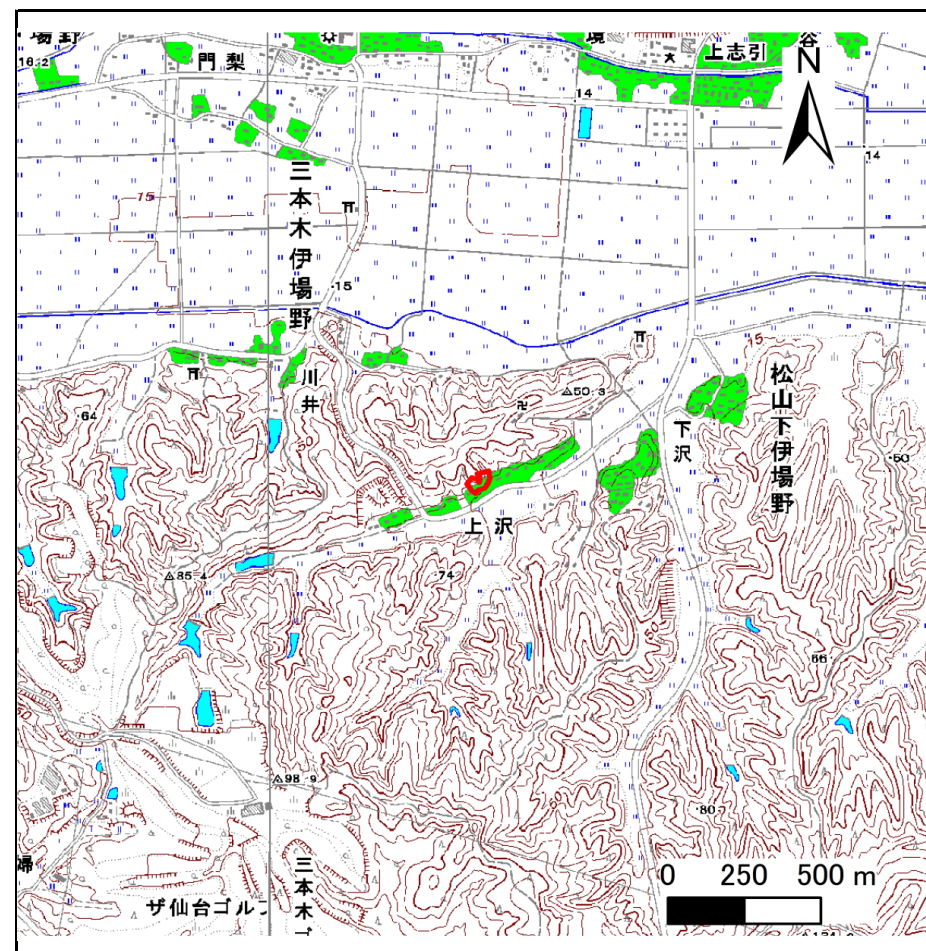
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年3月30日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1270-1
箇所名	館崎の3-1
所在地	大崎市三本木伊場野字館崎
調査機関	宮城県北部土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000(地図画像)及び電子地形図 25000を複製したものである。(承認番号 平29情複、第878号)

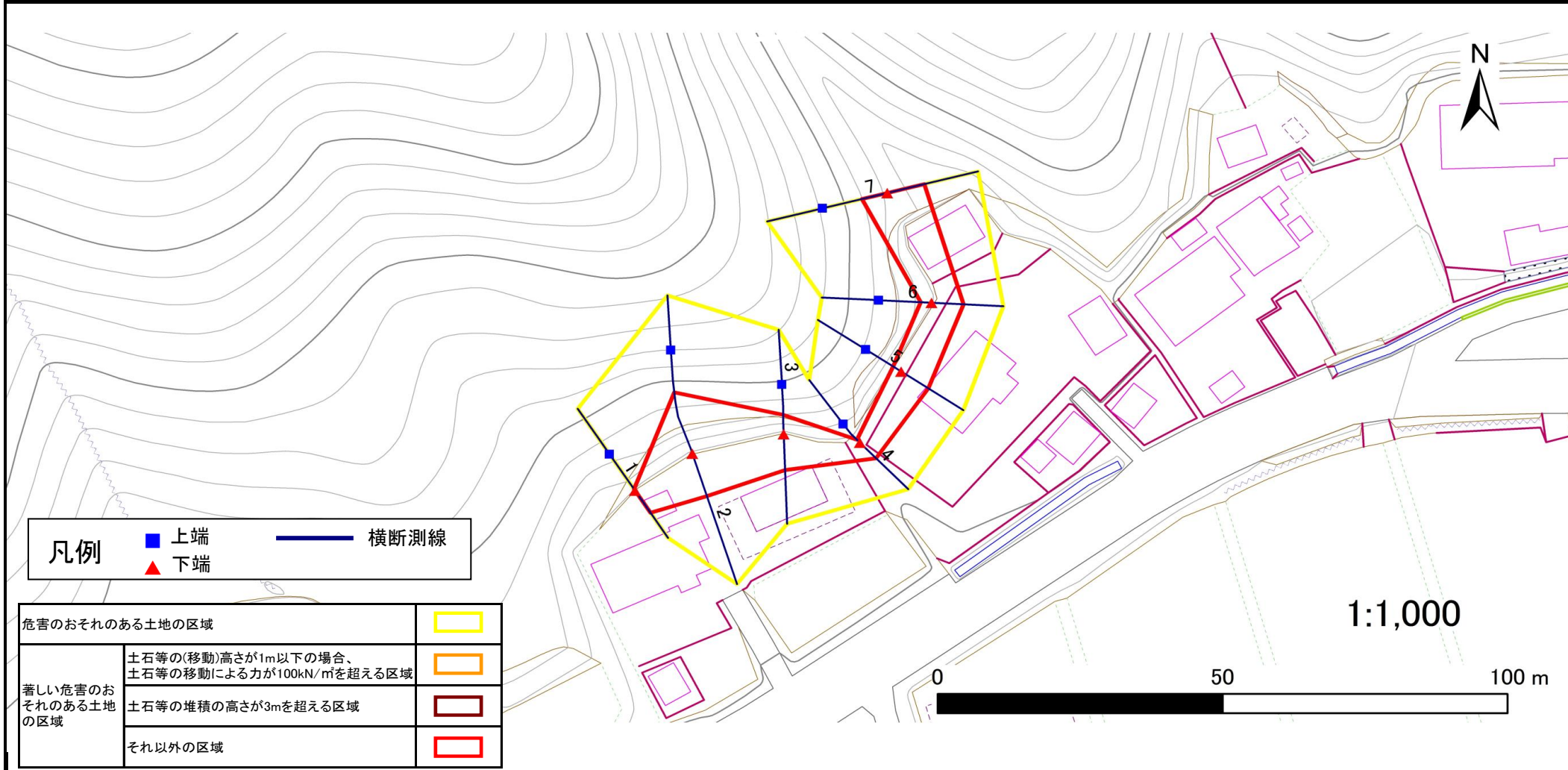
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年3月30日

危害のおそれのある土地の区域、著しい危害のおそれのある土地の区域の設定図

調査年度	平成28年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1270-1	箇所名	館崎の3-1	所在地	大崎市三本木伊場野字館崎
---------	------	-------------	-----	--------	-----	--------------



凡例	■ 上端	▲ 下端	— 横断測線

危害のおそれのある土地の区域	□	
著しい危害のおそれのある土地の区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	□
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	□
	それ以外の区域	□

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年3月30日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1270-1		箇所名	館崎の3-1		所在地	大崎市三本木伊場野字館崎												
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域						土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)					力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	100.0	1.0	-	-	10.3	2.1	~											
2 ~ 3	-	-	100.0	1.0	-	-	10.3	2.1	~											
3 ~ 4	-	-	82.8	1.0	-	-	11.0	2.2	~											
4 ~ 5	-	-	70.6	1.0	-	-	11.0	2.2	~											
5 ~ 6	-	-	70.6	1.0	-	-	9.3	1.9	~											
6 ~ 7	-	-	84.9	1.0	-	-	8.4	1.7	~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											